第１１条関係　　年　　月　　日

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

（あて先）東 海　市　長

受益者　住　所
(所在地)

氏　名
(法人名)
(代表者氏名)

電話（　　）　　－

次のとおり負担金の徴収猶予を受けたいので、東海市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第１１条第１項の規定により申請します。

土地の所在	地目	地積 ㎡	申請理由	猶予期間
合計（　　筆）				

現況調査	実施日　　年　　月　　日 氏名　　印	決定理由	
		負担区名	第　　負担区
			可・否

課長	主幹	統括主任	担当	受益者番号	猶予期間
					年

(注)　1.受益者申告書の提出と同時に又は徴収猶予の理由が発生した日から 14 日以内に提出してください。

2.受益者の変更があったときは、その当事者の一方又は双方は、その事実が発生した日から 14 日以内に受益者異動届を提出してください。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとします。

3.徴収猶予の理由が消滅したときは、遅滞なく徴収猶予消滅届を提出してください。

4.別表第 1 第 1 号又は第 2 号の受益者に該当することにより負担金の徴収猶予を受けた受益者は、徴収猶予の理由の消滅により負担金を納付するときは、当該理由の消滅した日以後に最初に到来する納期に当該納期以後の全納期に係る負担金を一括納付していただきます。ただし、一括納付報奨金は交付されません。